

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第三項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の四 センターは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五条第三項中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

部を次のように改正する。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

第一条の四 令附則第一条の四の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の四の規定により延長された支払期限とする。

附則第七条中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

附 則 この省令は、公布の日から施行する。